

## 第4回 可燃ごみ処理施設環境保全協定検討委員会 要点録

【日 時】 令和3年(2021年)12月4日(土)10:00~11:45

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設 601 会議室

### 【出席者】

#### ○委員

- ・学識経験者：1名
- ・クリーンセンター連絡協議会：1名
- ・新石自治会：2名
- ・新井自治会：2名
- ・落川上自治会：2名
- ・百草園自治会：2名
- ・百草園団地自治会：2名
- ・行政職員：4名（日野市環境共生部長、国分寺市建設環境部長、小金井市環境部長、浅川清流環境組合事務局長）

#### ○事務局

総務課長、事業課長、総務係長、事業係長、総務課職員、事業課職員

#### ○傍聴者

9名

### 【次 第】

- 1 開会
- 2 自己紹介
- 3 委員会開会にあたり説明会開催について
- 4 前回情報のまとめ 修正点の説明
- 5 質疑等

Q：資料 1、1 ページ目の処理対象ごみの回答等について、(3)の部分にある鳥インフルエンザについて、法令等があるので受け入れの拒否ができないというような説明で納得していたので、回答に書いておいてもらいたい。

A：そのように修正する。

Q：2 ページ目の環境対策の(1)について、組合がアピールしている部分の基準は、数値がわかるようにしたほうがよい。

A：わかるよう修正する。全て記載は難しいが、表現を工夫する。

Q：3 ページ目の情報の発信について、情報更新の頻度は。その頻度は SPC のホームページに表示しているのか？

A：更新の頻度は 1 時間更新。ごみ量など維持管理情報の情報は 1 か月に 1 回の更新。ホームページで、1 時間更新であることがわかるように表現を工夫する。

Q：No.35 の夜間騒音が気になっているとの意見に対して、個別に対応すると回答しているが、具体的にどのように対応するのか。

A：騒音は、定期測定結果が基準を超えたら停止するが、去年の計測結果は 42、44 デンベル。組合としては、組合に話があれば対応していく。簡易的ではあるが騒音測定行った結果。空調の室外機や川の音などのほうが大きく感じられ、意見にあったような騒音

の発生源はわからない。騒音はいろいろな要素が複雑に絡み合うことが多いため、相談があった場合は個別案件で時間をかけて対応していく。

Q：騒音について話した人の住まいに伺い対応したのか。

A：住居はわからないので、当施設の対岸などで測定した。

Q：具体的にどう組合に伝えたらいいのか。

A：今回議論している受付票だけでなく、電話、手紙やメールなどでも対応する。

Q：No.40 の健康把握について現時点では対応を考えていないのか。

A：健康に関する情報を直接把握できるものではないので、何か情報があればクリーンセンター連絡協議会などで紹介できる程度と考えている。

Q：騒音について、測定に関して周波数も分けて測定しているのか

A：基本的に使用した測定器では、周波数の測定はしていない。

Q：周波数も確認してほしい。

A：検討する。この続きは、クリーンセンター連絡協議会で情報提供できればと思う。

Q：No.35 の騒音測定時間についての確認として、11時というのは夜の11時ということで間違いはないか。24時間表記とするのがよいのではないか。

A：夜の11時であり23時と修正する。

Q：4ページの北川原の通路について、実情にあうように変更というのは、このように変更するという変更内容の想定はあるのか。ほかのルートは困難なのではないか。

A：(日野市) 通行の可否についての裁判ではないので、現時点で通行できなくなることを想定はしていないが、そのような場合は協定内容も変更していくことになると思う。(組合) わかりやすい表現に修正する。

Q：10ページ4項にからんで、協定の目的についてもう一度説明してほしい。

A：協定前文にあるように「施設の稼働による公害を防止し、周辺住民の健康と生活環境の保全を図ること」が目的である。

Q：言い回しとして、4ページの苦情処理、第7条の文章について、「なお、補償に～」の部分で当該住民という文言は消えているのか。それとも住民が対象から外れるのか。

A：申し出があった者と協議をするため、対象から外れるわけではない。

Q：申し出があった者との協議と、自治会と組合の協議とは異なる表現に見える。

A：意味合いを変えずに、わかりやすくなるよう修正する。

Q：30年後のスケジュールのことがわかる日野市ホームページのURLを教えてください。

A：日野市クリーンセンター連絡協議会のページ、第10回の資料である。

(<https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/gomi/gomizero/torikumi/1010362.html>)

Q：30年後について、3市の覚書では30年後は日野市以外になるとあるが、建設予定地などを検討しているのか。定期的に報告をするのか。

A：(国分寺市) 3市課長・係長で今後のごみ量を見据えながら検討している状況。30年後

の具体的な建設地の議論までには至っていない。2月のクリーンセンター協議会で進捗状況を説明させてもらいたい。今後については適宜報告していきたい。

Q：苦情処理の条文について、自治会が個人の補償内容まで受け止めなければならないのかなど、混乱を招く表現になってしまっているかと思うので、表現をもう一度考えてほしい。

A：誤解が生じないよう表現を修正する。

Q：30年後の建設地に関する資料について、ホームページの掲載場所URLをこのまとめに記載するなど、情報にアクセスしやすいようにしてほしい。

A：修正する。

(委員長) ホームページなどの情報提供について、わかりやすくするということは大変重要だと考えるので、是非検討してほしい。

(副委員長) 30年後の建設地について、クリーンセンター連絡協議会の内容は各自治会内でも共有してもらいたい。また、綿密な連絡をとれる体制をとってほしい。

Q：情報の公表について、配慮する情報公開条例は、何条のことなのかわからないので、第何条参照などの記載にしないのか。

A：条例に則りできる限り公開するという主旨を表現したかった。表現について修正する。

(委員長) 表現は、「組合が」などがあると明確になるかと思うので検討してほしい。

Q：ホームページに更新したものを載せる時期は。

A：できれば年内、年明けあたりには自治会長様へお届けできるようにしていきたい。

(委員長) たくさんの意見をいただいたが、協定の内容については影響がないと思う。読み間違いや誤解が生じないよう、情報公開・苦情についてなど適切に修正を行うこと。

## 6 その他

今後のスケジュールについて、修正を正副委員長に一任してほしい。確認をもらった後、各委員、自治会長に最終版を届け、その後、準備が整った自治会から締結にむけて手続きを進めていく。

(委員長) まとめ

各委員、自治会からなど、たくさん検討、意見をいただいた。修文は残っているので、組合にて適切に対応していくこと。

環境保全協定は作って終わりではない。締結後も丁寧に対応して欲しい。

## 7 閉会